

きときと情報 2016 138号

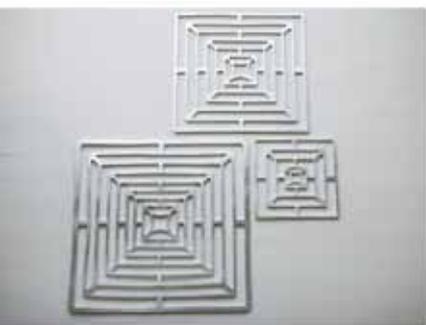
富山県中小企業団体中央会

特集 平成28年度富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

経営者に聞く
株式会社フジタ 代表取締役社長 梶川 貴子氏

組合紹介
大島企業団地協同組合さんよりこんにちは

中央会いんふおめーしょん
岡田 晃氏 特別講演会を開催 ほか



経営者・役員・従業員とそのご家族の
安心の保障を準備するために
中央会の共済制度をご活用ください。



従業員のための退職金準備に
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、安定した退職金準備ができる共済制度です。

- 特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための万一の保障
団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、一般扱 (口座振替月払等) でご契約いただくよりも、保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の事業承継対策とリスクマネジメントのために。

パートナーズプラン

従業員の皆さまの保障準備をサポートします。



業務上の災害への備えに
業務災害補償保険

事業活動にかかわる従業員さまのケガなどのリスクをカバーする保険です。

- 業務災害補償保険
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
取扱代理店 三井生命保険株式会社

* 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および富山県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山県富山市本町3-21 損保ジャパン日本興亜ビル5F TEL:076-441-3194
http://www.mitsui-seimei.co.jp/

三井-KB-28-3 (損保) C-28-1
B-28-1010 (H28.4) 使用期限 H29.3.31

きときと情報 138号

CONTENTS

特集	1
平成28年度富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度	
経営者に聞く	33
株式会社フジタ 代表取締役社長 梶川 貴子 氏	
組合紹介	35
大島企業団地協同組合さんよりこんにちは	
元気印！青年部・女性部	36
第31回中小企業団体青年部富山県大会を開催 接客サービスにおいて活用される英会話を学ぶ	
組合だより	37
庄川ゆずを使ったオリジナルスイーツ「ゆずまる」を地域限定発売（庄川峡観光協同組合） 「下請けガイドライン講習会」を開催（富山県鋳物工業協同組合）	
ほっと一息	38
“富山”は運転代行の発祥地 ～運転代行を選ぶときのポイント～	
組合Q & A	38
理事の辞任届の効力について	
中央会いんぷおめーしょん	39
岡田 晃 氏 特別講演会を開催 「ものづくり」をテーマに産学官連携セミナーを開催 税理士による相談窓口を開設（消費税軽減税率対応窓口相談等事業） 賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等の相談窓口を開設	
事務局ペンリレー	41
富山県鉄構工業協同組合 事務局長 四柳 博之 氏	
富山県からのお知らせ	42
富山県中小企業大学校の開講及び受講生の募集	
トピックス	
四季を彩るとやまの祭り 「熱気、迫力、勇壮、涼やか…夏の夜を楽しむ」	

表紙のことば

KAGO (株式会社 能作)

螺鈿ガラス (天野漆器株式会社)

1916(大正5)年に創業した(株)能作は、高岡銅器の伝統を受け継ぎ、素材の特性を引き出す技術で鋳物の可能性を広げています。2004年に純度100%の錫製品の開発に着手し、手で曲げて形を変えることのできる「KAGO」シリーズは、同社の代表的製品のひとつになりました。1892(明治25)年創業の天野漆器(株)は、高岡漆器の伝統技術を活かし、現代生活に合った製品を生み出しています。2010年に螺鈿技法とガラス素材を組み合わせ、底面の模様が万華鏡のように輝く螺鈿ガラス「金杯(万華鏡シリーズ)」を製品化しました。

平成28年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

富山県では中小企業向けに様々な施策や融資を実施しています。主要施策と各機関の融資制度を一部抜粋して紹介します。

1 創業を考えている方への支援

創業・ベンチャー挑戦応援事業

1. 対象者

県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等

2. 内容

新規性・独自性のある事業計画の実施について必要な経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率

1 / 2

(2)補助限度額

製造業・建設業2,000千円、その他の業種（卸小売サービス業等）1,000千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL 076-444-5605

プラン公募型起業家誘致事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

県外在住の創業者（県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等）

2. 内容

県内での新規性及び成長性のある独創的な商品・ノウハウ・アイデアなどを活用した新商品・新サービスの研究開発及びその事業化について必要な経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率

1 / 2

(2)補助限度額

製造業・建設業2,000千円、その他の業種（卸小売サービス業等）1,000千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

企画管理課 TEL 076-444-5600

若者・女性・シニア創業チャレンジ支援事業

1. 対象者

県内で1年以内に創業予定又は創業後3年以内の中小企業者等

2. 内容

若者・女性・シニアのアイデア等を活かした事業計画の実施について必要な経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率

1 / 2

(2)補助限度額

製造業・建設業2,000千円、その他の業種（卸小売サービス業等）1,000千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL 076-444-5605

インキュベーション施設の提供

1. 対象

新事業分野や研究開発に取り組む企業等

2. 内容

情報通信環境を整備したオフィススペースを低廉な家賃で提供します。

3. お問い合わせ

富山県産業創造センター TEL 0766-26-5151

富山県総合情報センター TEL 076-432-1116

富山県産業高度化センター TEL 0766-62-0500

2 新事業展開を考えている方への支援

ビジター対応ビジネス支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

北陸新幹線の開業、外航クルーズ及び台北便就航等交通基盤の拡充に関連して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品開発、新サービス提供等に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率 1 / 2

(2)補助限度額 1,000千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

取引設備支援課 TEL 076-444-5644

トライアル発注認定制度 (新事業分野開拓事業者認定事業)

1. 対象者

新商品・新サービスの開発によって新たな事業分野の開拓を図るベンチャー企業、中小企業者等

2. 内容

当該事業者の新商品・新サービスを県が認定し、随意契約で率先して調達、利用後の意見をフィードバック

3. お問い合わせ

富山県商工労働部経営支援課

創業・ベンチャー係 TEL 076-444-3247

とやま新事業創造基金 地域資源ファンド

1. 対象者

本県の特徴ある地域資源を活用した商品開発等を行う中小企業者

2. 補助率・補助限度額・期間

(1)補助率 1 / 2 以内

(2)補助限度額 6,000千円

(3)期間 最長平成29年12月末まで

3. お問い合わせ

富山県商工労働部

経営支援課 TEL 076-444-3249

富山県新世紀産業機構

取引設備支援課 TEL 076-444-5650

とやま新事業創造基金 農商工連携ファンド

1. 対象者

新商品開発等に取り組む中小企業者と農林漁業者との連携体等

2. 補助率・補助限度額・期間

(1)補助率 2 / 3 以内

(2)補助限度額 8,000千円

(3)期間 最長平成30年12月末まで

3. お問い合わせ

富山県商工労働部

経営支援課 TEL 076-444-3249

富山県新世紀産業機構

取引設備支援課 TEL 076-444-5650

3 職業能力開発に関する支援

在職者の能力向上に対する支援

1. 支援メニュー及び内容

(1)ものづくり人材パワーアップ研修

次世代を担う若手・中堅技能者のニーズにきめ細かく対応したスキルアップ研修を実施

(2)高度技能人材育成研修

熟練技能者等の活用により、中小企業在职者のものづくり技能の向上を図る研修を実施

(3)グローバル企業人材育成支援事業

対象：グローバル人材を育成したい、県が指定する分野に該当する県内企業

内容：海外展開の担い手となる社員の海外研修にかかる費用を1人あたり最大30万円補助

(4)能力開発セミナー

企業の人材育成ニーズに応じた在職者向け職業訓練（レディメイド型、オーダーメイド型）を実施

- ・技能向上コース
- ・グローバルコース

- ・成長分野コース
- ・デジタルものづくりコース

2. お問い合わせ

(1)～(3)

富山県商工労働部

職業能力開発課 TEL 076-444-3259

(4)富山県技術専門学院

企画管理課 TEL 076-451-8802

4 技術開発を考えている方への支援

ものづくり研究開発支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

新商品・新技術の研究開発等による競争力強化の取り組みを行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品・新技術の研究開発に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率 1 / 2

(2)補助限度額 2,000千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

産学官連携推進センター

TEL 076-444-5606

小さな元気企業応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象者

小規模企業における次のいずれかの要件を満たす新商品・新技術開発等

- ・2社以上の小規模企業の連携によるもの
- ・商工団体の経営指導等を受けた事業計画によるもの

2. 内容

新商品・新技術開発等に要する経費の一部を助成

3. 補助率・補助限度額

(1)補助率 1 / 2

(2)補助限度額 500千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター

TEL 076-444-5646

5 デザイン開発を考えている方への支援

富山県総合デザインセンターによる支援

1. 対象者

デザインを活用した商品開発に取り組む中小企業者

2. 内容

(1)デザイン開発支援

施設設備の利用、商品化や商品開発の相談、共同商品開発

(2)デザイン人材育成

各種研修等（CAD/CAM、グラフィック関連ソフトの操作等）

(3)デザイン情報発信

ライブラリーの開放、企画展、機関紙の発行

3. お問い合わせ

富山県総合デザインセンター

TEL 0766-62-0510

6 知的財産権等に関する支援

知的財産権等に関する支援

1. 対象企業

特許、実用新案、意匠、商標権について知りたい、相談したい中小企業者

2. 内容

(1)相談等

(2)情報提供

(3)特許検索指導

特許情報プラットフォームの活用など、特許情報検索に必要な基礎知識から活用の仕方まで助言

(4)特許流通支援(特許流通コーディネーター)

・企業、大学、研究機関等の保有する特許の移転・導入を支援

・県内企業に対する開放特許の移転・導入支援、特許流通に関する相談・指導

(5)講演会・講習会の開催

3. お問い合わせ

各商工会議所・商工会（「知財駆け込み寺」相談窓口）

富山県発明協会 ((1)~(3)、(5))

TEL 0766-27-1150

富山県知的所有権センター ((1)、(2)、(4))

TEL 0766-29-1252

7 外部の専門家を活用したい方への支援

専門家派遣事業

1. 対象

経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲のある県内の中小企業者又は創業予定者

2. 内容

登録専門家が企業を訪問し、財務・経営・技術など経営課題に対して助言

3. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター

TEL 076-444-5605

エキスパートバンク事業

1. 対象

県内の小規模事業者をはじめとする中小企業者

2. 内容

企業の体質改善・強化の問題について、専門家が直接訪問し具体的・実践的に指導・助言

3. お問い合わせ

県内各商工会議所・商工会

8 企業再生を考えている方への支援

中小企業再生支援協議会

1. 対象

企業再生を考えている方

2. 内容

窓口相談の実施や対応策のアドバイス等専門知識を持ったスタッフが再生の取組みを支援

3. お問い合わせ

富山県中小企業再生支援協議会（富山県新世紀産業機構内）

TEL 076-444-5663



県の融資制度

◆設備投資の促進・新成長産業への挑戦

資金名	融資対象	資金使途
設備投資促進基金	工場・店舗・事務所等の新增設や機械設備、事業用車両、店舗設備等を導入する中小企業者（駐車場、資材置場などの更地の取得は対象になりません）	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
生活性向上支援枠 取扱期間 平成31年3月31日まで	老朽化した生産設備から生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する生産設備への入替えもしくは新たに増設する中小企業者	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
新成長産業育成支援資金	次のいずれかの事業を営む中小企業者で、当該事業に必要な資金または産学官連携により当該事業に係る新技術・新製品の研究開発等に必要な資金 (1) 再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業 (2) 医療・介護・健康関連分野の製造業 (3) 富山湾の海洋深層水を活用した製品の製造業 (4) 先端ものづくり分野（航空機、ロボット、次世代自動車、最先端IT、高機能素材分野、デジタルものづくり分野）に係る装置・部品等の製造業	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可
再生可能エネルギー利用促進資金	再生可能エネルギー（太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱）を利用した発電設備の導入を行う中小企業者	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可

◆創業時の資金繰りを支援

資金名	融資対象	資金使途
創業支援資金	創業者枠 (1) 事業を営んでいない個人が事業を開始する予定があるもの (2) 事業を開始した中小企業者であって創業後2年以内のもの	設備資金 運転資金
	事業承継支援枠 (1) 後継者不足等のため存続見通しが見つからない中小企業者から当該事業を承継するもの (2) 相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しが見つからない相続人（事業資産の取得資金、法人継承者による経営権（株式）買取資金、その他継承事業の運営に必要な資金を対象としています）	設備資金 運転資金

◆新事業の展開を支援

資金名	融資対象	資金使途
新事業展開支援資金	地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠 福祉、環境、特産品の加工等、地域に貢献する事業（コミュニティビジネス）を行う者で、有償で行われるなどビジネス要件を備えている事業者	設備資金 運転資金
	経営革新枠 中小企業新事業活動促進法の認定（計画承認）を受けた事業を行う中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	新事業展開支援 現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行い、新事業の占める割合が5年以内に1/4以上となることが見込まれる事業展開を行う中小企業者または出資法人で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金
	建設業進出支援 現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行う建設業、卸・小売業を営む中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金 運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。（平成29年3月31日まで）

※2 建物（土地）の取得については、事前にご相談ください。

利用上の注意点

- ・ 支払い済みの資金は、融資対象になりません。
- ・ 設備資金は、資産として計上するものが対象になります。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成28年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成28年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金1,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を同時に取得 する場合(※2)1億 円	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を同時に取得する場 合(※2)10年以内(1 年以内)	年1.65%以内 〔 取扱期間 〕 平成29年3月31日まで	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.25%以内 小規模企業者の場合 年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.10%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.15%以内 太陽光発電設備は 年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成28年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成28年4月1日現在)	
3,000 創業予定者 2,500	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.6% 保証必須	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を同時に取得 する場合(※2)1億 円	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を同時に取得する場 合(※2)10年以内(1 年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成28年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成28年4月1日現在)	
2,000	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	商工会議所または商工会の 認定書を添えて、取扱金融 機関を經由のうえ県経営支 援課
1億円 (うち運転資金1,500)	設備資金 10年以内(3年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.7%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

◆地域の活力向上を支援

資金名		融資対象	資金用途
地方創生 推進資金	県内進出・本社機能等強化支援枠	(1) 県外で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、新たに富山県内で事業を開始する予定があるものまたは県内で事業開始後1年以内のもの 法人：本社機能や研究開発拠点の移転、県内における新たな支店・営業所の開設など 個人：事業所の移転など ※次の場合は融資利率を優遇：①県内雇用5人以上の場合、②地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの）による場合 (2) 地域活力向上地域特定業務施設整備計画（知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの）に基づく施設・設備等の導入を行う県内中小企業者	設備資金 運転資金
	少子化対策枠	次の設備整備等を行い、子育て支援に関する環境整備に取り組む中小企業者 (1) 事業所内保育施設や授乳室の設置など子育てしやすい職場環境の整備 (2) 商店街の段差解消や小児用トイレ・ベビーシートの設備等の子育てバリアフリー	設備資金
	ブランド力向上支援枠	次のいずれかに該当する中小企業者で、当該事業に必要な資金 (1) 地域産業資源活用事業計画、農商工等連携事業計画に係る事業または左記事業に係る国の補助金、とやま新事業創造基金の補助金の交付決定を受けたもの (2) 「明日のとやまブランド」育成対象に選定された事業者 (3) 富山県トライアル発注制度の認定を受けた事業者（認定日から3年以内） (4) 富山プロダクツに選定された事業者（選定日から5年以内）	設備資金 運転資金
	デザイン産業・コンテンツ産業支援枠	デザイン産業・コンテンツ産業（映像（映画・アニメ）、音楽、ゲーム、ソフトウェアの制作を担う産業）に属する事業を営む中小企業者で、従業員を新たに雇用するもの	設備資金 運転資金
	海外市場開拓支援枠	(1) 海外市場へ進出する中小企業者が、支店・営業拠点等の海外事業拠点の開設（合弁会社等の海外現地法人の設立を含む）に要する資金 ※県内事業所の規模縮小・従業員の減少を伴わないものを対象としています (2) 海外市場へ進出する中小企業者が、海外向け製品の生産・販売等に要する資金 ※生産は県内で行われるものに限りす	設備資金 運転資金

◆商業・商店街等の活性化

資金名		融資対象	資金用途
商業・サービス業 活性化資金		(1) 商店街において、出店（新規・空き店舗）、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (2) 空き店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者（商店街以外のエリアを対象） (3) 商店街整備計画に基づきその環境整備を行う組合	(1) 商店街設備資金 運転資金 (2) その他 (3) 組合設備資金
	観光旅館施設整備枠	（一般枠） 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者（中小企業者以外のものを含む） (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金
		（特別枠） 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者 （中小企業者で富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合の組合員） (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設（駐車場・店舗等）の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金 （設備投資に伴う 運転資金） ※運転資金のみの 利用は不可

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。（平成29年3月31日まで）

※2 建物（土地）の取得については、事前にご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成28年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成28年4月1日現在)	
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を同時に取得 する場合 (※2) 1億 円	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を同時に取得する場 合 (※2) 10年以内 (1 年以内)	(1) 年1.30%以内 ①に該当する場合 年1.25%以内 ②に該当する場合 年1.20%以内 (2) 年1.20%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
3,000	7年以内 (1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
7,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
3,000	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
設備資金 4,000 運転資金 1,000	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.30%以内 TPP 域内対象の場合 年1.25%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成28年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成28年4月1日現在)	
設備資金 (1) 商店街 5,000 (2) その他 3,000 (3) 組合 1億円 運転資金 (1) 商店街 1,000	設備資金 7年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	(1) 商店街 年1.30%以内 (2) その他 (3) 組合 年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
3,000	7年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県観光課
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.45%以内		

※県経営支援課 076-444-3248
※県観光課 076-444-4565

◆環境にやさしい社会をめざして

資金名	融資対象	資金用途
環境施設整備資金	次の施設整備等を行う中小企業者 (1) 公害防止施設の整備 (2) フロン等対策施設の整備 (3) 廃棄物のリサイクル施設の整備 (4) 地下水の保全・水資源の有効利用施設の整備 (5) 山岳地トイレの整備 (6) 温室効果ガスの排出抑制施設の整備 (7) 低公害車の導入 等	当該施設整備等に要する設備資金
立山環境配慮バス購入資金	立山有料道路等（桂台～室堂）で運行する路線バスまたは貸切バスを自動車NOx・PM法の基準に適合するものに買い替える中小企業者	設備資金

資金名	融資対象	資金用途
特定地域・産業活性化資金	企業立地促進枠 次に掲げる事業を営む者で、地方公共団体等が造成した用地において、設備の新増設を行い、事業開始前後1年間に新規雇用数が原則として3人以上となる者（原則として中小企業者） ①製造業 ②情報通信業 ③卸売業 ④道路貨物運送業 ⑤倉庫業 ⑥デザイン業 ⑦コールセンター業	設備資金
	薬業振興枠 （家庭薬振興資金） (1) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者等 (2) 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	(1) 医薬品配置販売業者 運転資金 (2) 医薬品製造業者等 設備資金 運転資金
	（和漢薬開発促進資金） 和漢薬を主とする医薬品の開発に必要な資金 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備資金 運転資金
	（懸場帳購入資金） 懸場帳の購入に必要な資金 県内に住所を有する医薬品配置販売業者	設備資金 (販売業者が購入する懸場帳)
	（薬業基盤強化資金） 事業の統合や承継など基盤強化を図るために必要な資金 (1) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (2) 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備等資金

◆事業の活性化

資金名	融資対象	資金用途
事業活性化促進資金	事業の多角化や合理化、拡大を行うことにより、経営基盤を強化し事業の活性化に取り組む中小企業者	運転資金

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。（平成29年3月31日まで）

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成28年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成28年4月1日現在)	
個別 3,000 団体 5,000	7年以内 (1年以内)	年1.65%以内 (6)、(7)の場合 年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県環境政策課
5,000	7年以内 (1年以内)	年1.15%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県自然保護課

※県環境政策課 076-444-3141
 ※県自然保護課 076-444-3396

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成28年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成28年4月1日現在)	
2億円 知事特認 5億円	10年以内 (2年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県立地通商課
医薬品配置販売業者 運転資金 500 医薬品製造業者等 設備資金 3,000 (ただし試験機械器具に ついては 500) 運転資金 1,000	設備資金 7年以内 (1年以内) ただし試験機械器具につ いては5年以内 (1年以 内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関を經由のうえ 県くすり政策課
設備資金 5,000 運転資金 2,000	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 5年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	
個人 3,000 法人 7,000	10年以内 (3年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	
5,000	10年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	

※県立地通商課 076-444-3244
 ※県くすり政策課 076-444-3236

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成28年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成28年4月1日現在)	
3,000	5年以内 (1年以内)	年1.90%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関

※県経営支援課 076-444-3248

◆経営の安定・倒産の防止

資金名		融資対象	資金用途
小規模企業等経営支援短期資金		従業員50人（商業・サービス業は20人）以下の小規模事業者等（償還方法を一括返済にする場合、同日付けの新規貸付は対象になりません）	運転資金
小口事業資金	一般小口枠	従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者（富山市内の事業者の方は、他の制度融資をご利用ください）	設備資金 運転資金
	零細小口枠	従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	設備資金 運転資金
経営安定資金	地域産業対策枠	経済の構造的要因等により、最近3ヶ月以上1年以内の期間の売上高が前年同期比10%以上減少または最近時決算において経常赤字の中小企業者	運転資金
	経済変動対策緊急融資 取扱期間 平成29年3月31日まで	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 (2) 原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格が前年同期比20%以上上昇、かつ最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っているもの	運転資金
	小規模企業支援枠 取扱期間 平成29年3月31日まで	最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している小規模企業者 ※小規模企業者とは、従業員20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人）以下の事業者	運転資金
	企業再生支援枠 取扱期間 平成29年3月31日まで	次のいずれかに該当する中小企業者で、具体的で実現可能な経営改善計画を金融機関と連携して策定しているもの (1) 最近時決算において経常赤字の者 (2) ㈱整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者 (3) 民事再生法等による法的再生手続きを行う者 (4) 中小企業再生支援協議会から再生支援の認定を受けた者 (5) 信用保証協会の企業再生支援チームの支援を受けている者 (6) ㈱地域経済活性化支援機構の支援を受けている者 (7) とやま中小企業再生支援ファンドの支援を受けている者	設備資金 運転資金
	連鎖倒産防止枠	国または信用保証協会が指定した倒産企業に50万円以上の債権を有する中小企業者（事業実績が1年未満の中小企業者もご利用いただけます）	運転資金
緊急経営改善資金 取扱期間 平成29年3月31日まで	最近3ヶ月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者	(1) 一般枠 県の融資制度（県小口事業資金、小規模企業者等経営支援短期資金を除く）のほか、金融機関の保証付既往債務（※2）の借換え (2) 小口枠 県小口事業資金の借換え	

※1 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会ににおいて、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。（平成29年3月31日まで）

※2 借換えの対象については、事前に保証協会にご相談ください。

融 資 条 件				融 資 申 込 先 等
限度額 (万円)	期間 (うち据置期間)	融 資 利 率 (平成28年4月1日現在)	保証料率 (※1) (平成28年4月1日現在)	
600	1年以内	年1.70%以内	年0.35%～年1.05%	取扱金融機関
零細小口枠との合計で 2,000 (無担保) (保証債務残高が1,250 万円以下等の条件を満た す者にあつては、無担保 無保証)	設備資金 7年以内 (6ヶ月以内) 運転資金 5年以内 (6ヶ月以内) (ただし、最近決算におい て2期連続して経営赤字を 計上し、かつ、県内の商工 会議所、商工会または中小 企業支援センターにおいて 経営指導を受けている場合 は7年以内)	年1.80%以内	年0.6% 保証必須 ただし、特別小口保険 の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または 商工会を経由のうえ取扱金 融機関 (※) ※市町村が特定する金融機 関でご利用いただけます
信用保証協会の保証付き 融資残高との合計で 1,250 (無担保) (保証債務残高が1,250 万円以下等の条件を満た す者にあつては、無担保 無保証)	設備資金 7年以内 (6ヶ月以内) 運転資金 5年以内 (6ヶ月以内) (ただし、最近決算におい て2期連続して経営赤字を 計上し、かつ、県内の商工 会議所、商工会または中小 企業支援センターにおいて 経営指導を受けている場合 は7年以内)	年1.80%以内	年0.7% 保証必須 ただし、特別小口保険 の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または 商工会を経由のうえ取扱金 融機関 (※) ※市町村が特定する金融機 関でご利用いただけます
5,000	7年以内 (1年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書を添えて取扱金融機 関
8,000 (地域産業対策枠との合計)	7年以内 (1年以内)	年1.25%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須 セーフティネット保証 5号を利用の場合 年0.5%	市町村の認定書を添えて取 扱金融機関
3,000	7年以内 (1年以内)	年1.20%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書を添えて取扱金融機 関
1億円	設備資金 10年以内 (1年以内) 運転資金 7年以内 (1年以内)	年1.45%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
5,000 (ただし債権額を限度と します)	7年以内 (1年以内)	年1.45%以内 〔取扱期間 平成29年3月31日まで〕	年0.6% 保証必須	取扱金融機関
(1) 8,000 (2) 2,000 借換と同額 (上限1,000) までの新規運転資金を含 む ※運転資金のみのご利用 はできません	10年以内 (1年以内)	年1.70%以内	年0.35%～年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書及び実施計画書を添 えて取扱金融機関

※県経営支援課 076-444-3248

県の投資等支援制度

元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業

1. 元気ファンドとは

(1) ベンチャー企業等への投資

(公財) 富山県新世紀産業機構が新技術、新製品、新サービスの研究開発や事業化といった富山を元気にする活動に取り組む企業に対し、その発行する株式や社債を引き受けることによって、長期低利の資金を提供します。

(2) 地域貢献型事業者への支援

地域貢献型事業（地域の資源を活用し、地域の課題を解決し、地域に貢献するコミュニティビジネス）を営む社会福祉法人等が県制度融資を利用して借入を受ける際に債務保証を行い、活動を支援します。

2. ベンチャー企業等への投資

(1) 対象者 次のいずれかの要件を満たす者

① 創業者・創業予定者

事業を営んでいない個人が事業を開始する予定の者または事業を開始した中小企業者であって、創業1年未満の者

② 中小企業新事業活動促進法関連企業

中小企業新事業活動促進法に基づく、経営革新計画の承認または異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた事業を行う者

③ 産学官連携企業

産学官の連携により事業展開（研究開発・技術の実用化等）を行う者または大学発ベンチャー企業（大学での研究をもとに教員・学生等が創業するもの）

(2) 内容

① 間接投資

機構の原資預託を受けたベンチャーキャピタルから中小企業が投資（株式取得・社債引受）を受けるもの。

【限度額】 5,000万円

【利率】 発行時の長期プライムレート以下（固定）

【担保】 不要

【償還期間】 10年以内

② 直接投資

間接投資によりベンチャーキャピタルから投資を受けた中小企業が機構から直接投資（社債引受）を受けるもの。

【限度額】 1,000万円

【利率】 発行時の長期プライムレート以下（固定）

【担保】 不要

【償還期間】 10年以内

③ 債務保証

中小企業が社債発行による資金調達を行う場合に、機構が債務保証するもの。

【保証料率】 年0.5%

【保証割合】 社債引受元本の70%

【保証期間】 社債の引受期間

連絡先

(公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援センター 支援マネージャーグループ

〒930-0866 富山市高田527番地 (情報ビル1階)

TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646

3. 地域貢献型事業者（コミュニティビジネス事業者）への支援

(1) 対象者

地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠の融資を受ける者で、信用保証協会の保証制度の対象とならない者（社会福祉法人や中小企業者以外の個人、グループ等）

(2) 内容

上記対象者に機構が債務保証するもの

【保証料率】 年0.8%

【保証割合】 融資額の70%

【保証期間】 融資償還期間

県制度融資・地域貢献型事業（コミュニティビジネス）支援枠とは

○ 融資対象者

原則として富山県内の地域で活動を行う方で、県税を完納している方がご利用できます。また、この融資制度の利用の要件としては、

- ①有償で行われ、雇用の対価が支払われる等のビジネス要件を備えていること
- ②福祉、環境、まちづくり等、地域の課題を地域の資源で解決する等、地域に貢献する事業であること
- ③活動の拠点となる商工会議所、商工会の認定を受けていること

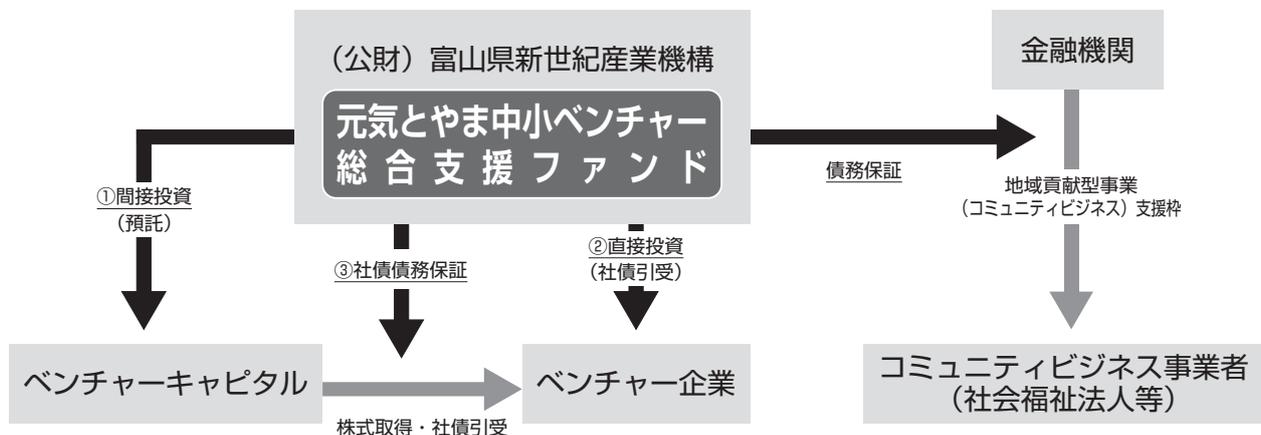
以上の3点を全て満たしていることが条件であり、これらの要件を満たす場合は、これからコミュニティビジネスを行おうとしている方でも対象となります。

中小企業者以外の個人、グループ、社会福祉法人等も融資の対象者としています。

○ 融資内容

資金用途	設備資金、運転資金
限度額	2,000万円
期間	設備資金7年以内（うち据置期間1年以内） 運転資金5年以内（うち据置期間1年以内）
融資利率	1.30%（平成28年4月1日現在）
融資申込先	商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課

4. しくみ



その他法律に基づく貸付制度

中小企業高度化資金貸付制度

1. 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う場合に所要資金の一部を長期、低利で融資する制度です。

資金の種類	内容	貸付の相手方
集 団 化 事 業	事業協同組合等の組合員が、工場団地・卸団地等の一定の地区（一の団地又は主として一の建物）に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
集積区域整備事業	事業協同組合等の組合員が、当該組合員が集積している一定の区域（商店街、工場街又は工業・店舗等の集団化された区域）において、経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業	事業協同組合等 〔原則組合員等が10人以上の組合であること〕
施設集約化事業	事業協同組合、共同出資会社等が、共同店舗、共同工場等の建物を設置する事業	事業協同組合等
共同施設事業	事業協同組合等が、組合員の共同利用に供する施設を設置する事業	事業協同組合等
設備リース事業	事業協同組合等が、生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他の改善に必要な設備を一括取得し、組合員に買取予約付で賃貸する事業	事業協同組合等
商店街整備等支援事業	まちづくり会社等が各種コミュニティ施設（コミュニティホール、ポケットパーク等）の整備を行う事業と、併せてショッピングセンター型の商業店舗の整備を行う事業	(1) 特定会社 （地方公共団体が出資し、出資者の2/3以上が中小企業者など） (2) 一般社団法人等 （一般社団法人にあってはその社員総会における議決権、一般財団法人にあっては、設立時の拠出総額の1/2以上が地方公共団体及び事業協同組合等であることなど） (3) 商工会、商工会議所

2. 主要な資金種類別の貸付条件等については次の通りですが、中小小売商業振興法や中心市街地活性化法などの法律の認定を受けて実施する事業等は無利子貸付けになる場合がありますので、詳細については、県経営支援課にお問い合わせ下さい。
3. この資金の借入れに当たっては、事業の計画作成段階から、県の指導、診断を受ける必要がありますので、計画が具体化する前に、県経営支援課（TEL076-444-3249）にご相談下さい。

(利率については、変更になることがあります。)

貸付対象施設	貸付利率	貸付期間 (うち据置期間)	償還方法	貸付限度
集団化に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	年0.75%	20年以内（3年以内）	年賦 (元金均等償還)	整備資金（貸付対象施設を取得し、造成し、又は設備するのに必要な資金）の80%以内
施設整備に必要な土地、建物、構築物、設備（共同施設等の設備に限る。）	〃	〃	〃	〃
共同化に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
共同利用に必要な土地、建物、構築物、設備	〃	〃	〃	〃
リースに必要な設備、附属設備	〃	当該設備の耐用年数を勘案して知事が定める期間	〃	〃
商店街整備等支援事業に必要な土地、建物、構築物、設備	無利子	20年以内（3年以内）	〃	〃

政府系金融機関等による金融一覧(1)

株式会社商工組合中央金庫

制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途
一 般 貸 付	商工中金の株主となつていただいている中小企業の各種団体とその構成員 (注)このほか中小企業の共同出資会社やメンバーの皆様方の海外法人等も融資対象となります。	運転資金 設備資金

※商工中金には上記のほか独自の総合支援策がありますので、詳細は商工中金へお尋ね下さい。

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名	融 資 対 象	資 金 使 途
普 通 貸 付 (一 般 貸 付)	卸 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	運転資金 設備資金
	小 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人・個人	
	サ ー ビ ス 業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	特定設備資金
	製造業、建設業、運輸業、その他 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人・個人	
経 営 改 善 貸 付	常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合5人以下）の方で商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
主 企 業 特 別 貸 付	新 規 開 業 資 金 新たに事業を始める方、事業開始後おおむね5年以内の方	運転資金 設備資金
	女 性、若 者 / シ ニ ア 起 業 家 資 金 女性又は30歳未満か55歳以上の方であつて、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金
	新 事 業 活 動 促 進 資 金 新たに経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方など	運転資金 設備資金
	新 創 業 融 資 制 度 新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方	運転資金 設備資金

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

※「東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

株式会社商工組合中央金庫 富山支店 076-444-5121 高岡支店 0766-25-5431

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
	商工中金 所定利率	運転 原則として10年以内 (据置期間2年以内) 設備 原則として15年以内 (据置期間2年以内)	必要と認めるもの 要	商工中金 商工中金の代理店 になっている信用 組合、信用金庫で もご利用いただけ ます。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 国民生活事業 076-431-1191 高岡支店 国民生活事業 0766-25-1171

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
4,800万円	お使いみち、ご返済 期間、担保・保証人 の有無等によって異 なる利率が適用され ます。詳細は当公庫 (国民生活事業)へ お尋ね下さい	運転 5年以内(※1) (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有価証 券等)などにつつまし てはお客様のご希望を 伺いながらご相談させ ていただきます	国民生活事業
7,200万円		20年以内 (うち据置期間2年以内)		
2,000万円		運転 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	無	商工会議所、商工会等
7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有価証 券等)などにつつまし てはお客様のご希望を 伺いながらご相談させ ていただきます	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
3,000万円 (うち運転資金 1,500万円)		運転 5年以内(※1) (うち据置期間6ヶ月以内) 設備 15年以内 (うち据置期間6ヶ月以内)	無	

※1 特に必要な場合は7年以内

政府系金融機関等による金融一覧(2)

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名		融 資 対 象	資 金 使 途	
主 な 特 別 貸 付	新企業育成貸付 再チャレンジ支援融資	廃業歴のある方など、一定の要件に該当する方であって、新たに事業を始める方 又は事業開始後おおむね5年以内の方	運転資金 設備資金	
	企業 IT資金	情報化投資を行う方	運転資金 設備資金	
	活 力 企 業 強 化 活 資 金	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など	運転資金 設備資金	
	強 化 海 外 展 開 ・ 事 業 再 編 資 金	海外展開を図る方	運転資金 設備資金	
	地 域 活 性 化 ・ 雇 用 促 進 資 金	社会貢献型事業を営む方、承認企画立地計画などに従って事業を行う方 または雇用創出効果が見込まれる方など	運転資金 設備資金	
	環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 対 策 貸 付	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方	運転資金 設備資金
	小規模事業者 経営発達支援資金	経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会から事業計画の策定・実施の支援を受け、持続的発展に取り組む小規模事業者	運転資金 設備資金	
	食 品 貸 付	食品関係の小売・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	設備資金 一部運転資金	
	企 業 再 生 貸 付	企業再建・事業承継支援資金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方または事業を承継する方	運転資金 設備資金

※「東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫(国民生活事業)へお尋ね下さい	運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有価証券等)などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 8年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,200万円)		設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	運転 15年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)			

政府系金融機関等による金融一覧(3)

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

制 度 名		融 資 対 象	資 金 使 途
生 活 衛 生 貸 付	一 般 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金
	振 興 事 業 貸 付	生活衛生関係の事業を営む方であって振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方	運転資金 設備資金
	生 活 衛 生 改 善 貸 付	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方（常時使用する従業員の数が5人以下の会社または個人）であって、生活衛生同業組合（組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センター）の長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
セ ー フ テ ィ ネ ッ ト 貸 付	経 営 環 境 変 化 資 金	社会的、経済的な環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している方で中長期的に業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方	運転資金 設備資金
	金 融 環 境 変 化 資 金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を来している方で中長期的に資金繰りが改善し、経営が安定することが見込まれる方	運転資金
	取 引 企 業 倒 産 対 応 資 金	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している方	運転資金

※「東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい。

貸付条件				申込先
限度額	利率	期間	担保等	
7,200万円～4億円 業種によって異なります	お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無等によって異なる利率が適用されます。詳細は当公庫（国民生活事業）へお尋ね下さい	13年以内 （一般公衆浴場は30年以内） （独立開業設備資金は15年以内（特別な場合は20年以内）） （うち据置期間1年以内（返済期間が7年超の場合2年以内））	担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	国民生活事業
運転 5,700万円 設備 1億5,000万円～7億2,000万円 業種によって異なります		運転 7年以内 （うち据置期間2年以内） 設備 20年以内 （据置期間2年以内）		無
1,500万円		運転 7年以内 （うち据置期間1年以内） 設備 10年以内 （うち据置期間2年以内）	担保（不動産、有価証券等）などにつきましてはお客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます	
4,800万円 （※生活衛生貸付は5,700万円）		運転 8年以内 （うち据置期間3年以内） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）		
別枠 4,000万円以内		運転 8年以内 （うち据置期間3年以内） 設備 15年以内 （うち据置期間3年以内）		
別枠 3,000万円以内		5年以内（※1） （うち据置期間3年以内）		

※1 特に必要な場合は8年以内

政府系金融機関等による金融一覧(4)

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

特定事業を営む中小企業の方

◆次の業種の方は対象になりません：農業、林業、漁業、金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど

◆中小企業の規模

- ・製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- ・卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- ・小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- ・サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

制度名	融資対象	資金使途	貸付条件
			限度額 (うち運転資金)
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	設備資金 長期運転資金	6億円
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、「農工商等連携計画」および「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
IT活用促進資金	情報技術（IT）の普及および変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた方、地方公共団体が推進する施策に基づき事業を行う方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化およびものづくり基盤技術の高度化を進める方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
経営環境変化対応資金	一時的な売上の減少等業況が悪化している方、社会的要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	設備資金 長期運転資金	7億2千万円

※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乘せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 中小企業事業 076-442-2483

貸付条件			申込先
主な融資利率	期間	担保等	
特別利率③ ただし6年目以降は基準利率 +0.2%	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	◆保証人（経営責任者の方）が必要です。ただし、一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度もあります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
特別利率 ①, ②, ③	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	〃	〃
特別利率①, ③	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	〃	〃
特別利率①, ②, ③	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	〃	〃
特別利率①, ②, ③	設備資金 20年以内 運転資金 7年以内	〃	〃
基準利率 長期運転資金に限り、一定の 要件に該当する場合は利率の 控除（0.2%、0.4%、0.6%ま たは0.8%）の適用可能	設備資金 15年以内 運転資金 8年以内	〃	〃

政府系金融機関等による金融一覧(5)

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

制度名	融資対象	資金使途	貸付条件
			限度額 (うち運転資金)
金融環境変化 対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	設備資金 長期運転資金	別枠 3億円
事業再生支援資金	〈アーリー DIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
	〈レイター DIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		
企業再建資金	経営改善または経営再建などに取り組む方	設備資金 長期運転資金	7億2千万円

※このほか海外展開資金、環境・エネルギー対策資金等各種特別貸付があります。

※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乘せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。

※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

【代理貸付】

当公庫中小企業事業の代理店の窓口にご相談ください（ほとんどの銀行、信用金庫、信用組が代理店です）。

名古屋中小企業投資育成株式会社

区分	融資対象	資金使途	貸付条件
一般投資	経営に特色があり成長意欲のある企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	設備資金 運転資金	増資後議決権比率の 50%以内 〔新株予約権付社債 等の場合は、引受 時において当該予 約権を行使したと 仮定した場合、議 決権比率が50%以 内となる範囲〕
ベンチャービジネス 投資	先端的・独創的な技術またはノウハウをもつ研究開発型企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受		
創業投資（設立新株 投資・創業期投資）	起業家が会社を設立する場合や既存企業が新規事業へ進出を 図るために新会社を設立する場合、もしくは設立後5年以内 の企業 《投資の種類》 ①設立新株投資 ・株式会社の設立に際して発行される株式の引受 ②創業期投資 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	創業資金	

※株式会社日本政策金融公庫中小企業事業でも申し込みの取次をしています。

※なお、投資した後は資本金が3億円を超えても、追加投資は可能です。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 中小企業事業 076-442-2483

貸付条件			申込先
主な融資利率	期間	担保等	
基準利率	設備資金 15年以内 運転資金 8年以内	◆保証人（経営責任者の方）が必要です。ただし、一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度もあります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
基準利率 +2.5%	1年	〃	〃
基準利率 +1.0%	設備資金 10年以内 運転資金 5年以内	〃	〃
基準金利特別利率 ①、③	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	〃	〃

名古屋中小企業投資育成株式会社 052-581-9541 URL <http://www.sbic-cj.co.jp/>
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号（東海ビル7階）

配当・利率	条件
(株式) 一定の安定配当をお願いします	(一般投資) ①資本金3億円以下の株式会社（特例法に該当される場合3億円超でも可） 投資育成会社の引受けによって、資本金が3億円を超えることは可 ②業種は、風俗営業等およびその経営内容が公序良俗に反するもの、または一時的もしくは投機的なものは対象外 製造業・建設業・卸売業・小売業・サービス業など、ほとんどの業種が対象 ③原則として、一定水準の利益を上げており、今後も成長発展する見込みがあること
(社債) 長期プライムレートを参考にして決めます。	(ベンチャービジネス投資) ①一般投資の①及び②の条件を満たしていること ②先端的・独創的な技術またはノウハウに裏付けられた製品の製造あるいはサービスの提供を行っていること ③売上高に対する試験研究費の比率が過去2期にわたり3%以上であること ④会社設立後または新事業進出後10年以内であること
	(創業投資) ①設立予定の会社の設立登記時の資本金が、3億円以下の株式会社であること（特例法に該当される場合3億円超でも可） ②設立予定の会社の業種が、一般投資の②の条件を満たしていること ③設立予定の会社の経営者が、事業の経営に関する知識・経験等を有するなど、その経営力が認められること ④設立予定の会社の事業計画に妥当性が認められ、かつその事業が将来、成長発展する見込みがあること ⑤原則として、投資後5年を経過した年度より、一定水準以上の配当が維持できる利益が見込まれること ⑥設立後5年以内の会社の場合には、資本金3億円以下の株式会社（特例法に該当される場合3億円超でも可）であって、上記②～⑤の条件を満たしていること



信用保証協会保証制度

主な信用保証制度

制度の名称	対象資金等	資金使途
創業等関連保証	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
創業関連保証	産業競争力強化法に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有し、一定の要件を備える個人が創業または新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
経営者保証 ガイドライン対応保証	中小企業者であって、次に掲げる(1)から(4)までの要件をすべて満たすもの (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと (3) 法人から適時適切に財務情報等が提供されており、本制度による保証付融資を実行後も提供すること (4) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること	運転資金 設備資金
中小企業特定社債保証	中小企業者の発行する社債（私募債）に対する保証	運転資金 設備資金
流動資産担保融資保証	売掛債権、棚卸資産を担保とした融資に対する保証（ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る）	運転資金 設備資金
経営安定関連保証 （セーフティネット保証）	経営の安定に必要な資金（欄外参照：市町村長の認定）	運転資金 設備資金
経営力強化保証	金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者の事業計画の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
事業再生計画 実施関連保証 （経営改善サポート保証）	中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画（債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生の計画を実施するために必要な資金	事業再生の計画 の実施に必要な 資金に限る
中小企業承継事業関連保証	継承事業者が中小企業承継事業再生を実施するために必要な資金	運転資金 設備資金
事業再生保証	民事再生手続又は会社更生手続を申立てた中小企業者であって、再生計画認可後3年経っていない、かつ再生計画を完遂していない中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金
事業再生円滑化関連保証	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、一定の要件を備える中小企業者の事業資金	運転資金 設備資金

●経営安定関連保証（セーフティネット保証）の利用に係る認定について

経営安定関連保証を利用する場合は、次のいずれかに該当することについて、本店（個人事業主の方は主たる事業所）の所在地を管轄する市町村長の認定を受ける必要があります。

- (1号) 再生手続開始申立等関係
民事再生手続開始の申立等を行った指定大型倒産事業者に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有していること、又は同事業者との取引を20%以上の規模で行っていること
- (2号) 事業活動の制限関係
事業活動の制限を行っている指定事業者との直接又は間接的な取引を20%以上の規模で行っており、又は指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、売上高等が減少していること
- (3号) 地域・業種関係
指定地域内で指定業種に属する事業を1年以上継続して行っており、災害その他突発的に生じた指定事由の発生に起因して、売上高等が減少していること
- (4号) 地域関係
指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、災害その他突発的に生じた指定事由の発生に起因して、売上高等が減少していること

富山県信用保証協会 本 所 TEL 076-423-3171 FAX 076-493-0829 〒930-8565 富山市総曲輪2丁目1番3号
 高岡相談室 TEL 0766-21-6820 FAX 0766-21-6864 〒933-0912 高岡市丸の内1番40号
 【 // 相談室 (相談日: 火曜日・木曜日 9:00~17:00)】 URL <http://www.cgc-toyama.or.jp/>

保証限度額	保証期間 (うち据置期間)	融 資 利 率	保証料率(年) (※1)(※2)(※3)(※4)	担 保
1,500万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
1,000万円 ただし、創業関連保証、再挑戦支援 保証を合算して1,000万円。支援創 業関連保証に該当する場合は1,500 万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
1,000万円 ただし、創業関連保証、再挑戦支援 保証を合算して1,000万円。支援創 業関連保証に該当する場合は1,500 万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
(組合) 2億8,000万円 4億8,000万円	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 3年以内(6か月以内) 設備資金 5年以内(6か月以内)	金融機関 所定利率	0.45%~1.90%	「有担保無担保保 証人要件」に該当 する場合を除き、 不要
〈別枠〉4億5,000万円 ただし、社債発行額3,000万円~ 5億6,000万円	2年以上7年以内	(支払金利) 発行体所定利率	0.45%~1.90%	必要に応じ
〈別枠〉2億円 (ただし、融資限度額は2億5,000万円)	根保証 1年 (更新2年以内) 個別保証 1年以内	金融機関 所定利率	0.68%	流動資産 (ただし、個別保証 の場合は売掛債権)
〈別枠〉2億8,000万円 破綻金融機関関連の要件を満たす場合 3億8,000万円 (組合) 4億8,000万円	定めなし	金融機関 所定利率	1~6号 0.80% 7~8号 0.68%	必要に応じ
(組合) 2億8,000万円 4億8,000万円	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) 既保証を借り換える場合 10年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%~1.75% ※5 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 0.50%~2.00% ※5	必要に応じ
(組合) 2億8,000万円 4億8,000万円	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 15年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.80% 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 1.00% 特別小口保険の要件を満たす場合 0.80%	必要に応じ
(組合) 2億8,000万円 4億8,000万円	10年以内	金融機関 所定利率	0.45%~1.90%	必要に応じ
〈別枠〉2億円	10年以内	金融機関 所定利率	2.20%	必要に応じ
〈別枠〉2億8,000万円 (組合) 4億8,000万円	3年以内	金融機関 所定利率	1.76%	必要に応じ

- ※1 すべての保証について、次のいずれかの場合、0.1%の割引を行います。
 ・「中小企業の会計に関する基本要領の適用状況」についての公認会計士または税理士による確認書類の添付
 (確認書類「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト)(日本税理士会連合会作成書式)
 ・会計参与設置会社(確認書類: 商業登記簿謄本(写))
 ※2 一部の保証を除き、有担保の場合、0.1%の割引を行います。
 ※3 資金使途が100%設備資金の場合、0.2%の割引を行います。
 ※4 新規・再利用キャンペーン対象保証の場合、0.1%の割引を行います。
 ※5 原則として、通常の保証料率区分よりも1区分低い料率を適用します。

- (5号) 業種関係
 指定不況業種に属する事業を行っており、売上が減少していること、又は原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていないこと
 (6号) 破綻金融機関等関係
 破綻金融機関等と金融取引を行っており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること
 (7号) 金融取引の調整関係
 指定金融機関の経営の相当程度の合理化(支店の削減等)によって、借入が減少していること
 (8号) 金融機関の貸付債権の譲渡関係
 整理回収機構又は産業再生機構に対して貸付債権が譲渡され、借入が減少しているが、適切な事業計画等を有し再生の可能性があること
 * 「指定」: 経済産業大臣の指定

（公財）富山県新世紀産業機構 中小企業支援制度

中小企業再生支援協議会とは

企業再生をお考えの皆さまに、専門知識を持ったスタッフが、あらゆる角度から再生の取組みのお手伝いをいたします。

相談内容

- 企業再生に関する窓口相談の実施と対応策のアドバイス
- 専門家のプロジェクトチームによる経営改善計画作成支援
- 関係機関の再生支援に関する連携の確保

● 公的な協議会

当協議会は国から富山県新世紀産業機構が委託を受けて事業を行う公的な機関です。
(各都道府県に1ヶ所設置されています)

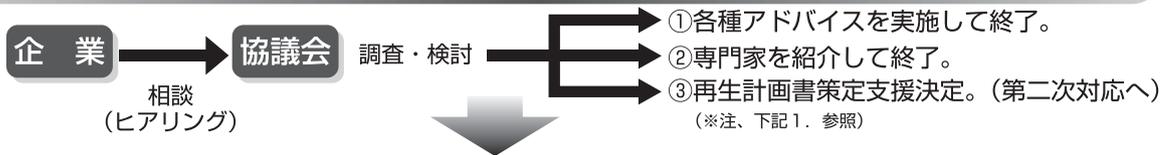
● 専門家が常駐

中小企業の再生経験豊かな専門家が常駐し、いつでも相談に応じます。

● 地域全体がバックアップ

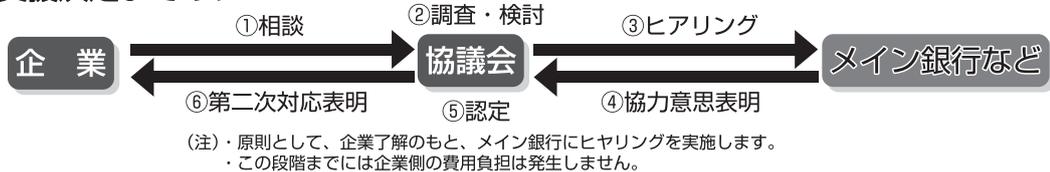
富山県内の中小企業支援団体や金融機関など、地域が一体となって企業再生をバックアップいたします。

第一次対応のフロー（無料）

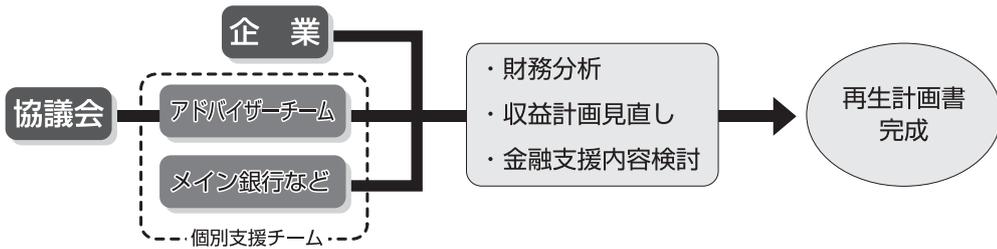


第二次対応のフロー

1. 支援決定までのフロー

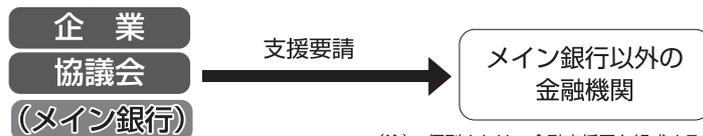


2. 支援決定から再生計画書完成までのフロー



(注)・アドバイザーチームは、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士によって構成されます。(協議会が選任します)
・再生計画書は、原則、相談企業が、アドバイザー等、支援チームの助言を得て作成します。

3. 再生計画書完成から金融支援とりまとめまでのフロー



(注)・個別または、金融支援団を組成する場合があります。

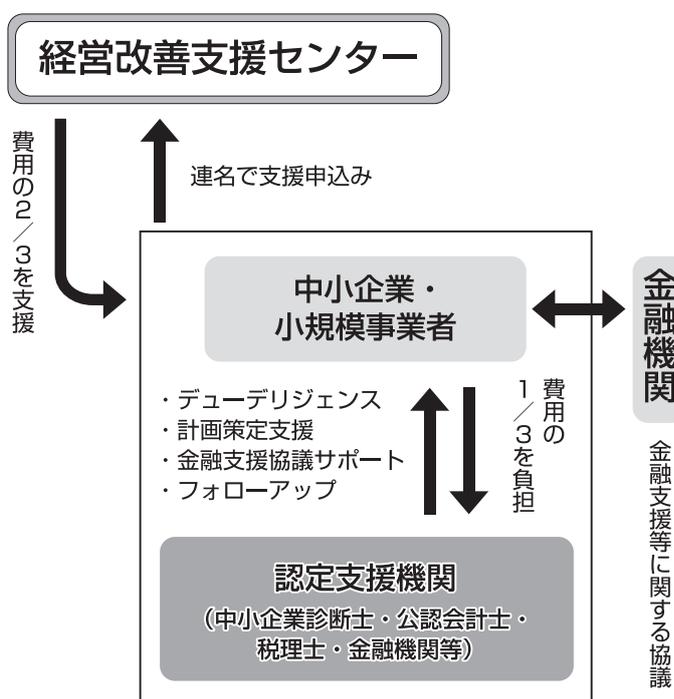
4. 再生計画スタート後

協議会は、再生計画書の策定支援、金融支援のとりまとめにとどまらず、以降一定期間再生計画書の進捗状況のフォローにも協力させていただきます。(支援の継続)

経営改善支援センターとは

金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用、フォローアップ費用につき、総額300万円を上限として、その2/3を支援します。

事業スキームの概要



対象となる事業者

事業内容や財務状況など、経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者

事業の流れ

支援の申込み・策定支援

- ・中小企業・小規模事業者と本事業に係わる認定支援機関は、連名で、経営改善支援センターに対し経営改善計画の策定を申込みます。
- ・認定支援機関は、中小企業・小規模事業者に対して経営改善計画の策定支援を実施します。

金融支援等の協議

- ・認定支援機関のサポートを受けて、中小企業・小規模事業者は、策定した経営改善計画に基づく金融支援について、金融機関と協議します。

策定計画の提出・確認

- ・認定支援機関は、関係金融機関が合意した経営改善計画・金融支援等を経営改善支援センターに提出します。
- ・経営改善支援センターは、認定支援機関から提出された計画を確認し、費用の2/3を支援します。

フォローアップ

- ・認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の計画達成状況について定期的なモニタリングを行い、その結果を経営改善支援センターに報告します。（フォローアップ費用も支援対象）

連絡先 富山県中小企業再生支援協議会

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル2階）
公益財団法人富山県新世紀産業機構内
TEL (076)444-5663 FAX (076)444-5618

連絡先 富山県経営改善支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル5階）
公益財団法人富山県新世紀産業機構内
TEL (076)441-2134

富山県よろず支援拠点とは

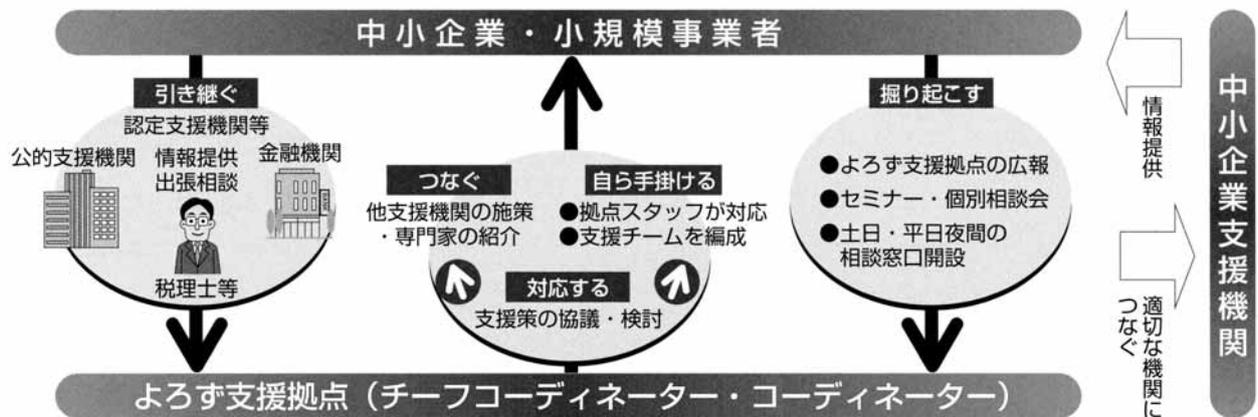
経済産業省から「よろず支援拠点事業」の委託を受け、中小企業・小規模事業者のための総合経営相談所「富山県よろず支援拠点」を設置しています。

よろず支援拠点ではチーフコーディネーター及びコーディネーターが事業者の相談に応じ、経営課題を分析、課題解決に向けた総合的・先進的経営アドバイスを行うほか、各支援機関との連携・課題ごとの適切なチーム編成など、環境の変化や事業の成長段階に応じた支援を継続的に行います。

【利用時間・利用方法】

平日（8：30～17：15）、土日祝日（8：30～17：15）、平日夜間（17：15～19：00）

※土日祝日、平日夜間のご相談は事前予約制です。



中小企業支援センターとは

中小企業の独自技術、新製品・新サービスの開発・提供など創造的事業活動（ベンチャー）や経営革新などの新たな事業活動を応援します。

(1) 総合窓口相談の開設（ワンストップサービス）

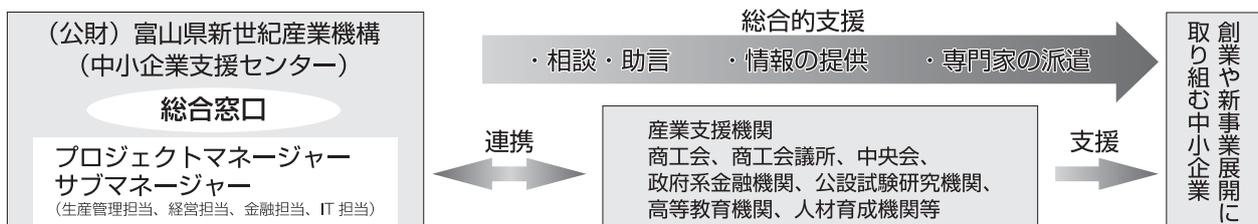
経営、金融、IT など様々なご相談に対して、豊富な知識と経験を有する専属マネージャーが対応します。

(2) 専門家の派遣

高度かつ専門的な課題に対して、経営、技術、情報化等の民間専門家を派遣して適切な判断・助言を行います。[必要経費（専門家謝金・旅費）の1／3の自己負担をお願いします。]

(3) 情報提供

国、県や商工関係団体が行う各種の中小企業支援施策や試験研究機関、必要な人材等を総合的に紹介します。



連絡先 富山県よろず支援拠点

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル1階）
公益財団法人富山県新世紀産業機構内
TEL (076)444-5605 FAX (076)444-5646

連絡先 中小企業支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル1階）
公益財団法人富山県新世紀産業機構内
TEL (076)444-5605 FAX (076)444-5646

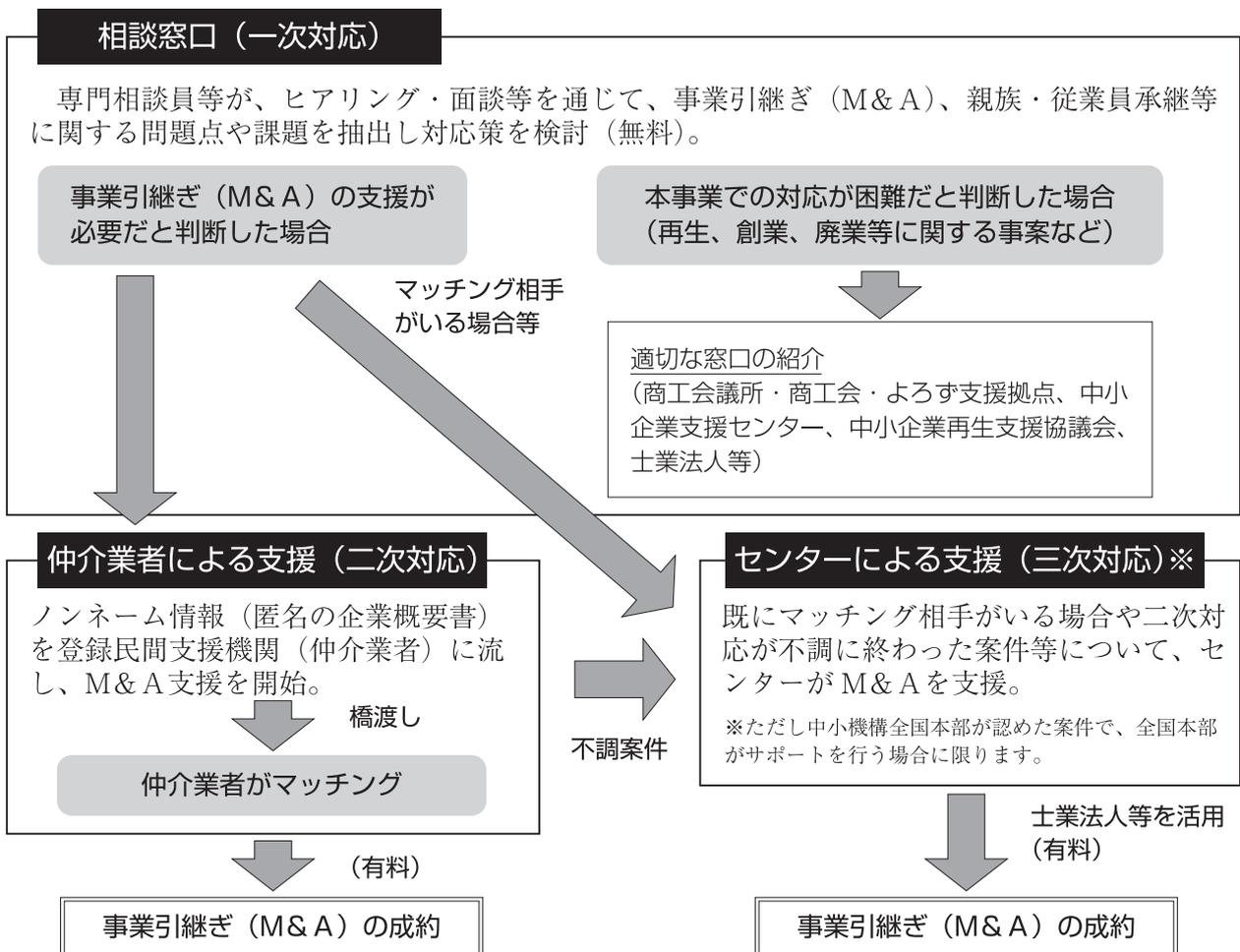
事業引継ぎ支援センターとは

経済産業省から「事業引継ぎ支援事業」の委託を受け、後継者不在など事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の皆さまの相談等に対応するため、「富山県事業引継ぎ支援センター」を設置しています。

〈事業内容〉

- ・事業承継や事業引継ぎ（M & A）に関するご相談に、専門家がきめ細かくアドバイス等を行います（事前予約をお願いします：相談無料）。
- ・相談のなかで事業引継ぎ（M & A）の可能性があり、譲渡先・譲受先の紹介を希望される場合には、仲介機関への橋渡し等を行います（仲介機関と契約を行った場合、それぞれが定める着手金・成功報酬等が発生）。
- ・なお当センターは、中小企業・小規模事業者等を支援する公正・中立な公的機関であり、相談にあたる専門家、仲介機関等には守秘義務があります。

〈支援スキーム〉



連絡先 富山県事業引継ぎ支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地（情報ビル1階）
 公益財団法人富山県新世紀産業機構内
 TEL (076)444-5605 FAX (076)444-5646
 e-mail : hikitsugi@tonio.or.jp

モノづくりはヒトづくり 「創造企業」目指す、総合金型メーカー

機械部品の旋盤加工からスタートしたフジタは、アルミ鋳造金型、アルミ削り出し加工品・金型部品を得意とする総合金型メーカーへ成長。「モノづくりはヒトづくり」を掲げて、個々の能力を引き出す人材育成に力を入れています。今年3月に自社工場に「Toyama Factory Art Museum」を開設する構想をクラウドファンディングで実現させ、今秋の開館を目指す梶川貴子社長に、意気込みや今後の展望について聞きました。

株式会社 フジタ

代表取締役社長 梶川 貴子氏

町工場の技をアートで発信

Q. インターネット上で資金を募る「クラウドファンディング」で、自社工場内に「Toyama Factory Art Museum」を開設する取り組みが話題になっていますね。

町工場の技術力と、ものづくりの魅力を発信する「Toyama Factory Art Museum」は、第2工場の一 corner を改装して、全国の町工場の従業員（クリエイター）が金属を削り出してつくった作品を展示します。改装資金を募るクラウドファンディングでは、目標額の80万円を超える約200万円の支援が集まりました。今秋の開館に向け準備を進めています。

構想のきっかけは、昨年7月に参加したクラウドファンディングサイト「zenmono（ゼンモノ）」

を運営する企業の自社商品開発講座です。そこで、フジタならではの金型技術と創造性豊かなアート作品がつかれないか、「汚い・暗い・うるさい」といったイメージがある町工場に、全く異質な「美術館」を建てたら面白いのではないかと、思いつきました。まずは私自身が工場にあるアルミ廃材を使ったオブジェをつくりました。さらに社員にアイデアを募ると伝統工芸・井波彫刻とご縁がつながり、木製の欄間を3次元測定機でスキャンし、複雑な模様を削り出した「アルミの欄間」が誕生しました。

今回のファンディングで得たものは予想以上に大きく、マーケティングデータで需要を知ることができたほか、社員の意欲と技術力を高め、さまざまなご縁が

生まれました。また、プレゼン活動やメディア取材を通して、当社の取り組みを発信できました。先日大阪で行われた展示会にも出展しましたが、「テレビでアルミ欄間を見た」と言ってくれる方がとても多く、メディアに取り上げられたことによる影響の大きさを実感しました。

開設する美術館では展示だけでなく、ワークショップや撮影会なども行い、これまで町工場に縁がなかった年代、異業種間の交流・ものづくりを促す場にします。全国から人が訪れる「産業観光拠点」にもなれたいと思っています。

一貫生産体制を確立

Q. 1分野に特化せず、「総合金型メーカー」として成長されていますね。

昭和36年、「藤田鉄工所」として創業し、時代と環境の変化に合わせて各種金型の設計・製作業務を拡張してきました。現在は、アルミ鋳造金型、アルミ削り出し・金型部品、プレス金型、ブロー成型金型の4分野で構成し、県内でも希少な「総合金型メーカー」です。主力製品はアルミ鋳造金型で、アルミホイールや自動車部品向けのアイテムが、全売り上げの50%を占めます。平成23年からはCFRP（炭素織



上／5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）運動を徹底し、安全・整然とした環境の工場
右／井波彫刻と切削技術のコラボで生まれた「アルミの欄間」

プロフィール

かじかわ・たかこ

昭和39年3月18日、高岡市生まれ。アパレル業界で2年半の勤務を経て、62年、創業者である父が経営する「藤田鉄工所」(現フジタ)に入社。平成22年6月に代表取締役社長に就任。24年3月に協同組合福岡金属工業団地「福来SAKURA会」会長、28年2月に富山県中小企業レディース連絡会幹事に就任、現在に至る。



維強化プラスチック)など、新素材に対応した金型の開発にも取り組んでいます。

当社の強みは、総合金型メーカーとして多様なニーズに対応し、開発から加工・完成まで対応できる「一括受注・一貫生産体制」にあります。これらを下支えする「個々の能力を引き出す人材育成」に力を入れ、OJT教育、外部研修、自己啓発を有効的に活用しています。当社では「多能工」を“多脳工”と字を当てて造語にしています。ロボットがこなすような単なる能力ではなく、「脳みそ」を使った人間らしい感情で工夫ができる創造力豊かな人材育成を目指しています。常識にとらわれない発想で「形のないものを形あるものにする創造企業」でありたいです。

自立型人材を育成

Q. 平成22年に社長に就任してから、力を入れられたことには、どんなことがありますか。

私が社長を受け継いだ平成22年当時の製造業界は、リーマンショックの影響や生産拠点の海外移転などでガタガタに沈んでいました。「これまで通りの考え方・やり方では生き残れない。うちにしかできないこととは何だろうか」と、ずっと模索していました。成功した中小企業や町工場

の経営者から話をうかがう中で、最後は自分がスタートを切らないと変わらない、「今までのもの」を捨て、飛び出した先に「成功」があると確信しました。

そこでまず、創業以来培ってきた技術とノウハウの継承・保存に着手。同時に社員の意識改革を図り、工場内の改善活動、社員の自立型人材教育に取り組みしました。目標計画進捗報告会を毎月1回行い、OJTでは、教育週間計画表を作成して効果的・効率的に実施。また、多能工・技能伝承一覧表(星取表)を設定して掲示し、「見える化」を図りました。3S(整理・整頓・清掃)の徹底や、小集団改善活動によるコスト削減・工場改善も行いました。

最初は抵抗を感じる職人気質の強い社員や、何をすればよいか分からないという社員も多かったのですが、積み重ねで着実に意識改革が進み、社員も大きく成長しました。

工場見学で企業PR

Q. これらの改善活動や社員教育が目目され、各地から工場見学の希望が相次いでいるそうですね。

「フジタはこんなことができる」とPRし、情報を発信しないと生き残れない時代です。HPやSNS(Facebook)、外部展示会に出展

して積極的に情報発信していますが、工場見学は実際に会社に来ていただける大事なツールの一つと位置付け、これまでに培った技術、ノウハウ・情報を共有し、お客様の多様なニーズに応えています。工場見学は、昨年4月からHPで受付開始し、昨年の申し込み総数は8件ありました。今年はすでに5件(延べ9社)行い、予約が2件あります。

当社も改善活動を始めた当初、墨田区や東大阪の工場に見学に出向いていました。実際の現場を見ることで社員は刺激を受けて変化し、「気づき」や発想力を高めました。情報を公開することは、見学に来られる方にメリットがあるだけでなく、自社PRや社員の自信、企業イメージ向上にもつながります。

睡眠と会話でリフレッシュ

Q. リフレッシュ法についてお聞かせください。

休日は、ひたすら睡眠をとることで。あとは、人と会って話すことです。人と話す中でアイデアが生まれ、ご縁もつながります。2人の子どものも県外で大学生になり、以前に比べれば自由に外出できるようになったため、積極的に友人や知人との会話や食事を楽しんでいます。

組合紹介

大島企業団地協同組合さんよりこんにちは

富山県内には、国の高度化資金助成を受けた高度化団地や県指定団地が数多く存在し、県内経済の発展の一翼を担ってきました。これらは、市街地などに散在する工場が、生産性向上や公害・騒音問題解決のため、一つの区域や建物にまとまって移転し工場団地や企業団地を造成したものです。今回は、このような団地の一つで、県西部の旧大島町（現射水市）に立地する大島企業団地協同組合を紹介します。

◆組合のあゆみ

旧大島町周辺の市街地に立地する企業が集団化により騒音公害等の問題解決にあたるため、昭和48年に大島町工場団地促進協議会を発足、国の中小企業高度化資金を活用した団地造成を計画し、昭和52年、計画に賛同した異業種企業11社にて「大島町企業団地協同組合」として設立しました。その後昭和56年から平成7年にかけて3度にわたる団地拡張工事を実施し、平成18年には市町村合併により大島町から射水市となったことから、「大島企業団地協同組合」へ名称を変更しました。現在は、地場産業でもあるアルミを中心とした製造業や卸売業など19社による異業種団地として共同事業を展開しています。



射水平野に広がる田園地帯に立地している

◆共同受電をはじめとした共同事業を実施

同組合では、緑地管理など団地維持に関する事業、組合員が必要とする電力を一括で受電する共同受電、切手・印紙等の共同購買、健康診断などの福利厚生事業、生活排水の共同汚水処理、火災報知器の共同警備、一般ゴミ収集の共同委託など幅広い事業を実施しています。中でも、同組合で最も多い事業収入を占めるのが共同受電事業です。共同受電事

業とは、組合が電力会社から一括で電力を受電し、組合員へ供給する仕組みで、当組合での年間総受電量は約450万kwhにのぼります。設備の維持管理や電気主任技術者の設置などの共通経費はかかりますが、1社ごとに契約する場合に比べてコストダウンとなり、組合員にとっては大きな経済的メリットとなっています。

◆より良い事業環境を目指して

同組合では、団地周辺の融雪や冠水対策について、射水市企業団地連絡協議会を通じて市に要望したり、隣接する市有地での花壇の整理を申し出たりしています。組合では、今後もより良い事業環境づくりを継続していきたいと考えています。



団地隣接地に植えた芝桜

【組合概要】

組合名称	大島企業団地協同組合
設立	昭和52年12月1日
所在地	射水市北高木137番地の7
理事長	安川 甚一
組合員数	19名
T E L	0766-52-1750
F A X	0766-52-7550

第31回中小企業団体青年部富山県大会を開催

富山県中小企業青年中央会

東日本大震災から5年を迎えた平成28年3月11日（金）、富山県民会館（富山市）において第31回中小企業団体青年部富山県大会を開催し、開会の冒頭には参加者全員で黙とうを捧げました。

第1部の基調講演では、被災地である宮城県仙台市より協同組合仙台卸商センターの青年部である青年経営研究会の鳴海幸一郎会長ら関係者3名にお越しいただき、「東日本大震災を経験して」というテーマで、組合として、企業として、そして個人としての被災経験をお話いただきました。

また、第2部のビジネス交流会では、6組合の青年部・傘下組合員企業から菓子や地酒などの商品が出展され、第3部の交流会では富山県より亀井明紀理事・商工労働部次長を来賓にお迎えし、参加者の懇親を深めました。



被災経験を語る鳴海氏

接客サービスにおいて活用される英会話を学ぶ

宇奈月温泉旅館協同組合かたかご会

宇奈月温泉旅館の女将の会「かたかご会」は、3月3日（木）、黒部市宇奈月国際会館セレネにおいて、本会の女性部研究会事業を活用した英会話研修会を開催しました。

当日の講師で黒部市国際交流員ゴメズ・ステファニー・マスタグ氏からは、「アメリカのホテルのフロント係は“Welcome to (ホテル名). Thank you for coming. How may I help you?”（ようこそ〇〇ホテルへ。お越しいただきありがとうございます。何かお手伝いしましょうか？）とお客様をお迎えする。“May I help you?”と言ってしまうが、相手には「何か手伝おうか？」といったような言い方として伝わってしまうため、冒頭に“How”をつけることで丁寧な言い回しになる。」など、接客サービスにおいて活用される英会話について説明がされました。

北陸新幹線の開業効果もあり宇奈月温泉を訪れる外国人も増加していることから、かたかご会では今後も英会話研修会を続けていく予定です。



研修会には女将らのほか旅館従業員も多く参加した

組合だより

庄川ゆずを使ったオリジナルスイーツ「ゆずまる」を地域限定発売

庄川峡観光協同組合

庄川峡観光協同組合では庄川オリジナルお土産品の「ゆずまる」の販売を3月30日（水）より開始しました。「ゆずまる」は砺波市庄川地区の特産品である「庄川ゆず」をふんだんに使った焼き菓子で、庄川ゆずの特徴でもある酸味と餡の甘さがバランスよく交じり合った上質な一品となっています。組合では、平成24年12月に庄川温泉郷活性化ビジョンを策定し、中期目標として地元特産品や食材にこだわった庄川オリジナルお土産の開発・販売を掲げ、昨年より高岡市内の菓子製造業者と共同開発を進めてきました。

「ゆずまる」は、組合加盟の旅館や施設等の地域限定発売で、1箱8個入りで1,080円で販売されているほか、一部の旅館ではお茶菓子としても提供されています。なお、発売から2週間ですでに年間計画の約4割が売れるほどの好評で、原材料の庄川ゆずの調達にも限界があることから、秋の観光シーズンまで提供が続けられるかが微妙な状況となっており、組合にとっては嬉しい悲鳴となっています。



地元住民の「おつかいもの」としても好評



右上のシールは庄川温泉郷のブランドマーク

下請ガイドライン講習会を開催

富山県鋳物工業協同組合

去る2月29日（月）、高岡地域地場産業センター（高岡市）において、富山県鋳物工業協同組合を対象に下請ガイドライン講習会が開催され、同組合の組合員や賛助会員ら約20名が受講しました。

下請ガイドライン講習会は中小企業庁が主催して開催されたもので、適正取引講習会事務局から講師として派遣された柴垣直哉弁護士より、鋳物業界が該当する素形材産業取引ガイドラインの概要や違反事例について説明がされました。

「下請ガイドライン（下請適正取引等推進のためのガイドライン）」は、下請事業者と親事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定したガイドラインで、素形材のほか、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設業、トラック運送業、建材・住宅設備産業、放送コンテンツ、鉄鋼、化学、紙・加工品、印刷、アニメーション制作業の16業種が策定されています。

各業種の下請けガイドラインは下記をご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>



“富山”は運転代行の発祥地

「運転代行」とは、飲酒をされたお客様に代わってお客様の車を運転し、「お客様とお客様の車」をご自宅まで安全にお届けする交通サービスのことで、「飲酒運転根絶」に大きく貢献しています。

運転代行の発祥地はどこか、諸説がいろいろあるようですが、富山が発祥地という説が一番有力とされています。

昭和30年代、黒部ダムの建設工事従事者たちにとって、月1～2回の休みの日に黒部の山中から富山市内に出てお酒を飲むのが一つの楽しみでした。こうした中、作業車を使って山から出てくるお客様に対し、お帰りの際には飲食店の従業員がお客様の車を運転して目的地まで運んで、そして随伴するお店の車で帰ってくるという運転代行の原型が富山の地で出来上がりました。

このため、全国の代行運転事業者を組合員とするジェイ・ディ共済協同組合は運転代行発祥の地である富山に事務局を置いています。



～運転代行を選ぶときのポイント～

POINT 1 認定番号等の表示

運転代行業者の車両（随伴車）の両側面に、①認定を受けた都道府県公安委員会の名称および認定番号、②自動車運転代行業者の名称又は記号、③「代行」および「随伴用自動車」の各項目の表示を行うことが法律で義務付けられています。

POINT 2 二種免許ドライバー

随伴車は普通第一種免許でも運転できますが、お客様の車は二種免許取得者でなければ、運転することができません。

POINT 3 随伴車には乗れません

随伴車に乗車することは、たとえ駐車場までの短い距離であっても法律で禁じられています。

POINT 4 代行保険への加入

代行業者は運転代行専門の保険（共済）に加入することが法律で義務付けられています。「JD共済」のステッカーを貼った運転代行業者を是非ご利用ください。

(情報提供 ジェイ・ディ共済協同組合)



組合Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

理事の辞任届の効力について

Q

理事が辞任届を提出し、理事会に出席しないとき、その理事は理事会の決定事項について責任を負わなければならないか。

A

組合と理事との関係は委任関係であり、その委任関係の終了は相手方の承認を必要とせず一方的に終了させることができるので、理事は辞任届をもって理事を辞任したことになる。

しかし、中小企業等協同組合法第36条の2（役員に欠員を生じた場合の措置）の関係で、辞任により法定数を欠くときは、辞任した理事は、後任者が就任するまでは理事としての権利義務をもつから、ご質問の欠席した場合は、欠席した理事としての責任を負わなければならない。

岡田晃氏特別講演会を開催

本会では、去る3月2日（水）、富山国際会議場（富山市）において、テレビ東京「ワールドビジネスサテライト（WBS）」の元マーケットキャスター兼プロデューサーであり、現在はテレビ・雑誌・講演などで活躍中の経済評論家の岡田晃氏を招き、「2016年の政治経済をズバリ予測」をテーマに特別講演会を開催しました。

講演の中で岡田氏は、「日本の企業は様々な危機を乗り越え、海外での評価も高まりつつあるが、経済の大転換に合わせて思考回路を転換し、強みを伸ばす取り組みを実施していくことが重要である」と目まぐるしく変わる外部環境の変化に対応することの重要性について述べました。

本講演会は、協同組合富山県ハイウェイサービスセンターとの共催で開催し、中小企業の経営者ら約50名が受講しました。



講演会会場の様子



講師の岡田晃氏

「ものづくり」をテーマに産学官連携セミナーを開催

本会では、去る3月23日（水）、富山流通会館（富山市）において、「ものづくり」をテーマに中小企業の産学官連携セミナーを開催し、約40名が参加しました。

第1部の基調講演では、元マツダ株式会社取締役購買本部長で元西川化成株式会社代表取締役社長の稲林章氏より「ものづくり経営の基本～競争社会を勝ち抜く原理・原則～」をテーマに講演いただき、経営危機状態から再建を果たした西川化成での取り組みを中心に説明いただきました。



第1部の稲林章氏による基調講演

第2部では、県内の「ものづくり補助金」採択企業から、株式会社村山製作所の村山昭範社長より「航空分野進出への取組み」をテーマに、また、株式会社なかたに印刷の中谷尚義社長より「印刷媒体を紙から立体造形へ」をテーマに、それぞれ事例発表が行われました。

税理士による相談窓口を開設(消費税軽減税率対応窓口相談等事業)

平成29年4月から、消費税率の引上げに併せて消費税軽減税率制度が導入される予定です。軽減税率導入に当たっては、小売業や卸売業等の中小企業・小規模事業者にとって、納税事務や商品管理における事務負担の増大が見込まれます。また、消費税率の引上げに対する価格転嫁対策も経営課題となります。このため本会では、国等からの委託を受け、消費税軽減税率対応窓口相談等事業を実施しています。

つきましては、軽減税率への対応、消費税率の引上げやそれに伴う制度改正等によって生じる個別の課題、価格転嫁につながる経営力強化策等に関する特別相談窓口を下記のとおり開設しますので、お気軽にご利用ください。

〈開設日時〉平成29年1月末までの毎週水曜日(祝祭日・年末年始を除く) 14時～17時

〈開設場所〉富山流通会館(富山問屋センター組合会館)

(富山市問屋町1-3-18 TEL:076-451-9201)

〈相談員〉北陸税理士会会員の税理士

(ご対応いただく税理士は相談日によって異なります。詳しくは本会ホームページをご覧ください。)

〈対象〉県内の中小企業・小規模事業者または組合等

〈相談料〉無料

賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等の相談窓口を開設

本会では、昨年度に引き続き、富山労働局の委託により富山県最低賃金総合相談支援センターを開設しております。労務面や経営面の課題等のご相談に応じるほか、必要に応じて専門家(社会保険労務士)の派遣を行います。ご利用は無料です。

★富山県最低賃金総合相談支援センター

〈開設日時〉祝祭日・年末年始を除く平日 9時～17時

〈開設場所〉富山県中小企業団体中央会内

(富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階)

〈コーディネーター〉杉本 諭

〈TEL〉0120-108-312(フリーダイヤル)

〈E-Mail〉saichin@chuokai-toyama.or.jp

〈URL〉<https://www.chuokai-toyama.or.jp/saichin/>



杉本 諭コーディネーター

★高岡出張相談窓口

〈開設日時〉毎週水曜日※ 9時～17時

※月により変更する可能性があります。上記連絡先にお問合せいただくか、上記HPでご確認ください。

〈開設場所〉高岡商工ビル8階 805号室(高岡市丸の内1-40)

〈コーディネーター〉杉森 裕



杉森 裕コーディネーター

※上記のほかご希望に応じて、県内組合等において出張相談窓口を設置いたします。

★派遣専門家

社会保険労務士・中小企業診断士 上田 玲子氏

特定社会保険労務士 鎌倉 義則氏

特定社会保険労務士 高橋 明美氏

特定社会保険労務士 山中 隆善氏

特定社会保険労務士 大花 哲仁氏

特定社会保険労務士 坂下 裕子氏

特定社会保険労務士 中土 政英氏

*****事務局ペンリレー*****

趣味とまでは言えないが、カラオケが好きです。素面では声も出ないので、歌うのはもっぱら「飲み会」の席であり、年齢から考えて当然演歌です。還暦の時に、同級生で伊勢神宮にお参りに行って以来、月に1～2回、仲の良いカラオケ好き（酒好き）が集まり、「飲み会」を7人～11人でワイワイ、ガヤガヤとやっております。（当然この会は女性かつおばさん中心の会と成ります。）自分は男性歌手の曲も歌いますが、女性歌手の曲の方が受けは良い様です。男性が女性の曲を歌う場合、キーを五つほど上げ、自分の声を一オクターブ下げた方が歌いやすい様に思われます。同級生を驚かすために、若い世代の歌をと思い、AKB48などの曲を歌う事もあります。練習は通勤時の車の中で、覚えたい曲のCDをリピートにして何回も聞いて覚えます。



富山県鉄構工業協同組合
事務局長 四柳 博之

現在は通信カラオケなので、曲数も多く音響も良く色々な機能もあり、歌手本人（若い頃の）が歌っているもの、歌の上手さによって歌える秒数が表示され、下手だと曲が突然止まってしまうもの、コンピューターで採点をするものなどあり、色々楽しむことができます。仲間同士で点数を競ったりしていますが、もつと力が入るのは点数がゼロ目（55、66、77、88、99点など）になるとカップ麺や粗品を出す店があり、その安い景品を目当てに何曲も歌う事になる。上手い下手は関係なくなり、ひたすらゼロ目を出すために歌う事となり、当然高い授業料を払う事に成ります。ともあれ楽しい仲間と語り合い（最近は孫と健康の話が殆ど）、ステージの上で大きい声で歌う事はストレスの解消にも成り、お腹から声を出す事は体に非常に良いことだと思います。皆さん、カラオケで歌って大いに健康に成りましょう。

人員の拡大・縮小をお考えの皆さん！

事業の拡大・欠員補充等による
人員確保を行いたいとき

事業の整理・縮小等に伴い、
人員削減せざるを得ないとき

私どもを
ご活用ください。



since 1987

出向・移籍(転籍)の専門機関

公益財団法人

産業雇用安定センター

〒930-0857 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10F

●ご利用時間 9:00～17:00 (土・日・祝日は休み)

●インターネットで最新の人材情報をどうぞ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

TEL 076-442-6900

FAX 076-439-2860

■富山県からのお知らせ

平成28年度富山県中小企業大学校の開講及び受講生の募集

○内容

富山県では、富山県中小企業大学校を開講し、中小企業の経営者、後継者、管理者等の方々を対象とした研修事業を実施しています。社員の単位取得研修に用いるなど、社員研修や管理者研修に幅広くご活用下さい。

◆開講講座：全24日間の長期講座及び2～4日間の短期講座

◆受講対象者：中小企業の経営者・後継者・管理者・各部門の担当の方々と、年齢・性別・経験年数を問いませんが事前の申込みが必要です。

○今後開催予定のコース

・長期コース（経営後継者・幹部養成コース）

	開催日時	研修科目・会場
1	7月5日(火) 9:30～10:00	開講式・オリエンテーション
	10:00～17:00	
2	7月6日(水) 9:30～16:30	管理能力
3	7月12日(火) 13:00～20:00	管理能力(宿泊研修)
4	7月13日(水) 9:00～16:00	いこいの村磯波風(富山市婦中町細谷1-2)
5	7月20日(水) 9:30～16:30	労務管理(長期・短期合同研修)
6	7月21日(木) 9:30～16:30	
7	8月3日(水) 9:30～16:30	☆経営基本管理
8	8月4日(木) 9:30～16:30	★経営基本管理
9	8月9日(火) 10:00～17:00	★経営基本管理
10	8月23日(火) 13:00～19:00	総合研修
11	8月24日(水) 9:30～16:30	
12	9月13日(火) 9:30～16:30	☆財務管理(長期・短期合同研修)
13	9月14日(水) 9:30～16:30	
14	9月27日(火) 10:00～17:00	経営基本管理(宿泊研修)
15	9月28日(水) 9:00～16:00	いこいの村磯波風
16	10月4日(火) 9:30～16:30	販売管理(長期・短期合同研修)
17	10月5日(水) 9:30～16:30	
18	10月25日(火) 9:30～16:30	★経営基本管理
19	10月26日(水) 9:30～16:30	★経営基本管理
20	11月8日(火) 13:00～19:00	★財務管理
21	11月9日(水) 9:30～16:30	
22	11月15日(火) 13:00～20:00	総合研修(宿泊研修)
23	11月16日(水) 6:00～16:00	いこいの村磯波風
	9:00～16:00	総合研修
24	11月21日(月) 16:15～17:00	閉講式・終了証授与・懇談会

**企業の
未来へ
先行投資！**

**自社の
キーマン育成
応援します**

定員 25名
受講料 86,400円
申込締切 6月24日(金)

※研修会場は宿泊研修を除き、富山県中小企業研修センター(富山市赤江町1-7)です。

※宿泊研修時の費用13,000円は別途ご負担ください。

※聴講生制度について

長期コースすべては受講できないという小規模事業者向けに、必修講座を受講したうえで、選択講座を受講(複数選択可)できる「聴講生制度」を設けていますので、是非ご活用ください。

☆必修講座：10,800円 ★選択講座：1日つき3,600円 定員：15名 **申込締切 6月24日(金)**

・短期コース

①女性リーダー養成コース【女性リーダー向け】

6月20日、21日(2日間) 受講料：9,600円 定員：50名 **申込締切 6月7日(火)**

②人材育成・労務管理コース【人事・労務管理担当者向け】

7月20日、21日(2日間) 受講料：9,600円 定員：20名 **申込締切 7月11日(月)**

8月以降も生産管理コースをはじめ、経理・経営管理に携わる方向けの財務分析コース、今年度から新たに開講された販売力強化コースなど、様々な講座を開催します。

◆申込方法：HPから応募要領を確認のうえ、お申込みください。

(詳しくは、富山県中小企業大学校 **検索**)

◆問い合わせ：富山県商工会連合会 経営支援課 (TEL：076-441-2716)

※この研修は、富山県から富山県商工会連合会への委託事業です。

経営者の退職金 小規模企業共済制度



既に全国で125万人が加入!

1
掛け金は
全額所得
控除

2
受取時に
税制面での
メリット

3
引退後の
安心した
生活設計が
可能

所得から差し引か	雑損控除	⑩							
	医療費控除	⑪							
	社会保険料控除	⑫							
	小規模企業共済掛金控除	⑬							
	生命保険料控除	⑭							
	地震保険料控除	⑮							
	寄附金控除	⑯							
	寡婦、寡夫控除	⑰							0000

どんな方が加入できるの?

制度にご加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員(正規雇用人)数によって判断されます。

小売り・卸売・
サービス業など

農林漁業・製造業・
建設業・運送業・
旅館業・娯楽業等



従業員
5人以下の企業



従業員
20人以下の企業

どこで加入できるの?

加入のお申込みは下記までお願いいたします。

- 商工会
- 中小企業団体中央会
- 商工会議所
- 中小企業の組合
- 青色申告会
- 金融機関の本支店など

共済相談室

TEL.050-5541-7171

小規模共済

検索

北陸3県の中小企業と地域の皆さまを応援する...

他にもいろいろ
詳しくは...

中小 北陸

検索

中小機構 北陸

〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階
TEL.076-223-5761(代) FAX.076-223-5762

中小企業のお助け情報満載

J-Net21

中小企業ビジネス応援サイト
http://j-net21.smrj.go.jp

祭

熱気、迫力、勇壮、涼やか... 夏の夜を楽しむ

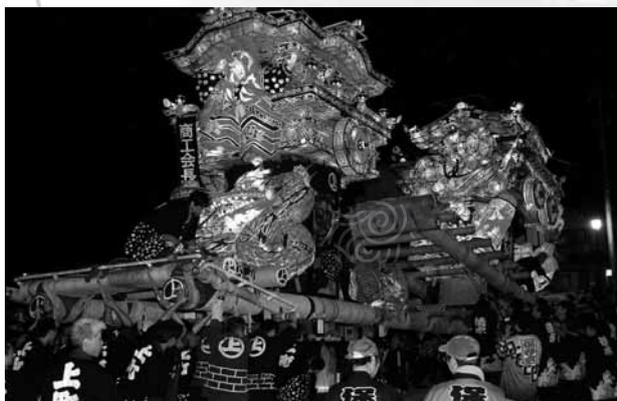
四季折々の祭
あなごの祭

富山県内には四季折々、
さまざまな祭りが传承されています。
初夏から夏にかけては、夜に最高潮を迎える祭りや行事が楽しみ。
家族や友人と見物に出掛けてみてはどうでしょうか。



となみ夜高まつり

迫力の「夜高祭」、豪快な「たてもん」



津沢夜高あんどん祭

初夏の夜を彩る風物詩の一つが砺波野の夜高祭です。魅力は繊細な柄や細工を施した美しい行燈と、その行燈の迫力あるぶつかり合い。特に毎年6月第1金曜日・土曜日に開催される「津沢夜高あんどん祭」の「喧嘩夜高行燈」では、高さ6m、長さ10m余りの巨大行燈が激しくぶつかり、互いに潰し合います。掛け声と飛び散る汗の迫力は圧倒的。特にあんどん広場テント村での見物がおすすです。ぶつけ合いは両日行われます。

翌週の金曜日・土曜日は県内の夜高祭を締めくくる「となみ夜高まつり」。県内最大規模を誇る大小21基の行燈が曳き出され、勢揃いすると全長200mに及ぶ大パノラマに。勢揃いする初日は各町会が3か月余りを費やして制作した行燈のコンクールが行われます。2日目の「突合せ」はスピードに乗った激突が見ものです。

魚津で夏の風物詩といえば、毎年8月第1金曜日・土曜日に魚津



魚津のたてもん祭り

海岸沿いの諏訪神社周辺で開催され、国の重要無形民俗文化財にも指定されている「たてもん祭り」です。高さ約16mもある大柱に90もの提灯をぶら下げた三角形を、長さ10m、総重量5tもあるそり台に立てた船形行燈は迫力があり、それを80人ほどの若者たちが曳き回す姿は豪快そのもの。「たてもんボランティア」に事前申し込みすれば曳き手として参加することができます。(詳細は魚津市教育委員会TEL.0765-23-1045)

海上で燃え盛る大松明の炎「滑川のネスタ流し」

滑川市のほたるいかミュージアム裏にある中川原海岸で、毎年7月31日に行われる「滑川のネスタ流し」は、体についた眠気や病気などけがれを燃やし、海に流して健康を祈願するというみそぎの行事。国の重要無形民俗文化財に指定されています。

夕方、高さ6m余りの大松明が11基ほど海岸に集められ、点火して海へ流します。海の上で燃え盛る炎と、やがて沈む日をバックに大松明が海に沈んでいく光景は勇壮かつ幻想的に感じられることでしょう。



滑川のネスタ流し

重さ100キロ以上の石を担ぐ「大磐祭り」

毎年7月24日の晩に入善町の新屋住吉社境内で開かれる「新屋大磐祭り」は、135kgの青石と117kgの御影石を持ち上げて、力自慢を競う伝統の祭りです。かつて各地で行われていた石磐持ちですが、現在も続いているのは県内でここだけだとか。近年は御影石でも担げる人が少なくなったそうなので、力持ちの方は挑戦してみてください。どうでしょうか。



新屋大磐祭り

エキゾチックな雰囲気浸る「ランタンまつり」

異国情緒を味わいたい方におすすめなのが「ベトナム・ランタンまつりinなめりかわ」。滑川市の国登録有形文化財、旧宮崎酒造とその一帯で開催される、日本でも数少ないベトナムイベントです。この一帯がランタンまつりで有名なベトナムの港町ホイアンに雰囲気が似ていると

して、平成22年から毎夏開催。町並みがカラフルなベトナム風ちょうちんランタンで彩られ、ベトナム料理やスイーツの屋台、アオザイの試着コーナーやコンサートなど毎年多彩なイベントを展開。三輪人力車「シクロ」も人気です。平成28年は8月20日(土)、21日(日)に開催されます。



ベトナム・ランタンまつりinなめりかわ

【取材協力】

小矢都市商工会津沢支所 TEL.0766-61-2356 / 砺波夜高振興会(砺波商工会議所内) TEL.0763-33-2109 / 魚津市商工観光課 TEL.0765-23-1025 / 滑川市立博物館 TEL.076-474-9200 / 入善町キリキリ商工観光課 TEL.0765-72-1100 / 滑川市観光協会 TEL.076-476-9200

平成28年度富山労働局受託 専門家派遣・相談等支援事業

経営面・労務面でお困りの 中小企業の皆様へ

課題解決へ向けて支援します

富山県最低賃金総合相談支援センター の

ワン・ストップ無料相談窓口 をご利用ください!

まずはお電話ください!

トヤマ サイチン
0120-108-312

生産効率を
上げたい

販路拡大を
したい

助成金を
活用したい

窓口相談・
専門家派遣
無料

※専門家派遣は
3回まで無料です

経営面や労働面等幅広く
ご相談に応じるほか、
必要に応じて無料で専門家を
各企業に派遣します。

給与制度・
体系を
見直したい

労働環境を
改善したい



富山県最低賃金総合相談支援センター

開設日時 平日 9時～17時(祝祭日・お盆・年末年始を除く)

開設場所 富山商工会議所ビル6階
富山県中小企業団体中央会内(富山市総曲輪2-1-3)

連絡先 フリーダイヤル 0120-108-312(9時～17時)
FAX 076-422-0835

URL <http://www.chuokai-toyama.or.jp/saichin/>
E-Mail saichin@chuokai-toyama.or.jp

相談担当 コーディネーター 杉本 諭

[高岡出張相談窓口]

開設日時 毎週水曜 9時～17時(祝祭日除く)

開設場所 高岡商工ビル 805号室(高岡市丸の内1-40)

相談担当 コーディネーター 杉森 裕



平成28年5月31日 発行

印刷所

北日本印刷株式会社

編集発行

富山県中小企業団体中央会
富山市総曲輪2-1-3 TEL076-424-1368(代)